

## 農地利用最適化推進委員の推薦及び公募要領

農業委員会等に関する法律に基づき、次のとおり農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦及び公募を行います。

- 1 推進委員の任期は令和4年4月上旬から令和7年3月31日までの間で、その活動に対しては、月々の報酬と費用弁償として交通費実費を支給します。

推進委員 20,000円/月

- 2 推進委員の定数は25人で、それぞれ個人推薦、団体推薦、公募によります。  
なお、推進委員選出の地域区分は、別表のとおりです。

### 3 推進委員に関する事項

所掌業務	振興業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の巡視及び違反転用監視、農業者との相談、農地利用集積及び利用調整、遊休農地対策、農地利用状況調査、経営規模の拡大支援、農地利用最適化の推進活動など</li> <li>・農地中間管理機構との連携</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の要請による会議出席、研修など</li> </ul>
推薦をする方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の地区又は全域の農業者や農業者組織の代表、自治会長など</li> </ul>	
推薦を受ける方 応募する 方の 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に熱意と識見を有し、業務を適切に遂行できる方</li> <li>・居住要件は問いません。</li> <li>・袖ヶ浦市の他の機関の委員又は市の職員でないこと。</li> <li>・欠格者（破産中、禁固以上の刑・執行猶予中）でないこと。</li> </ul> <p><b>【その他要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員との兼務はできません。</li> <li>・現在の推進委員を再度推薦することは可能です。</li> </ul>	
推薦、応募の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙の推薦書（個人は様式第1号、団体は様式第2号）、応募書（様式第3号）に必要事項を記入の上、持参、郵送等で、農業委員会事務局に提出してください。 （推薦書、応募書は、農業委員会のホームページからダウンロードできます。）</li> <li>・推薦及び募集の期間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）まで ※郵送の場合は11月30日必着</li> </ul>	

- 4 推薦、募集の期間中又は終了後に、推薦及び応募した方の氏名等を公表します。

- 5 候補者については、候補者評価委員会に諮り、資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価を行い、各委員の候補者（案）を決定します。

- 6 推進委員については、4月上旬の農業委員会臨時総会にて承認の上、農業委員会会長からの委嘱となります。

- 7 問合せ又は提出先

袖ヶ浦市農業委員会事務局 TEL 0438（62）3918

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1